

1 農用地の内訳等及び集落戦略（協定農用地の将来像）

- 注1) 「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限（当該年度の6月30日、令和2年度においては8月31日）までに協定農用地が存する市町村長に提出する。
- 注2) 「集落戦略」は、「農用地の内訳等」を含むものとし、集落戦略の作成後は、協定農用地が存する市町村長に提出するとともに、令和6年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。
- 注3) 「集落戦略」は、体制整備単価の場合に使用する。
- 注4) 集落戦略の作成に当たっては、農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、現状の見える化をするなど円滑な話し合いを行い、合意形成を図る。なお、上記の地図においては、以下に例示される事項を記載するとともに、活動を実践するものとする。
- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
 - ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
 - ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
 - ④ その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

(1) 農用地の内訳等											(2) 集落戦略																																												
①複数の加算の交付を受ける場合の加算を適用する順序 第1順位加算 超急傾斜農地保全管理加算 第2順位加算 集落協定広域化加算 第3順位加算 集落機能強化加算 第4順位加算 生産性向上加算 第5順位加算											②農業生産活動等の体制整備の取組（集落戦略の作成）の有無 集落戦略を作成する 集落戦略を作成しない											協定農用地の将来像（6～10年後を想定して記入） 管理者が引き続き耕作 後継者が耕作を継承 担い手等に引き受けてもらう予定（受け手が決まっている） 担い手等に引き受けてもらうことを希望（受け手が決まっていない） 農地中間管理機構への貸付を希望 草刈り等の管理のみ その他（具体的に記載）																																	
																													③現況			④基礎・体制整備単価		⑤加算の適用					⑥農用地の管理		⑦管理者	⑧個人配分を受ける所得超過者の引受地													
																													地域区分	一団の農用地名	団地名	地番	地目	面積(m ²)	交付基準(傾斜等)	10a当たりの単価(円)	交付額(円)	第1順位加算	第2順位加算	第3順位加算			第4順位加算	第5順位加算	農用地の現況	具体的活動内容									
																													通常地域(8法内)	〇〇地区	A-1	123	田	●	急傾斜	21,000	●●	○	○	○	○	○	耕作	超急傾斜地保全管理加	〇〇法人	○	○								
																													通常地域(8法内)	〇〇地区	A-1	124	田	●	急傾斜	21,000	●●		○	○	○		限界的農地	林地化(R6)	〇〇〇〇										
通常地域(8法内)	〇〇地区	A-2	125	田	●	緩傾斜	8,000	●●		○	○	○		耕作	利用権設定(賃借権)	〇〇〇〇				○																																			
通常地域(8法内)	〇〇地区	A-2	126	田	●	緩傾斜	8,000	●●		○	○	○		維持管理農用	維持管理	〇〇〇〇						○																																	
通常地域(8法内)	〇〇地区	A-2	126	田	●	緩傾斜	8,000	●●		○	○	○		土地改良通年施行農用地	圃場整備(R3)	〇〇〇〇			○																																				
通常地域(8法内)	□□地区	B-1	127	畑	●	急傾斜	11,500	●●	○	○	○	○		耕作	超急傾斜地保全管理加	〇〇法人		○																																					
通常地域(8法内)	□□地区	B-1	128	畑	●	急傾斜	11,500	●●		○	○	○		荒廃農地	荒廃農地復旧(R6)	〇〇〇〇				○																																			
通常地域(8法内)	□□地区	B-2	129	畑	●	緩傾斜	3,500	●●		○	○	○		被災地	復旧(R6)	〇〇〇〇					○																																		
通常地域(8法内)	□□地区	B-2	130	畑	●	協定に含めない管理すべき荒廃農地	-	-						荒廃農地	草刈り、防虫対策	〇〇〇〇										○																													
計					●			●●																																															

集落戦略については、中間年(令和4年度)を目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成してください。